

医療費助成制度

学生健康保険組合

医療機関による診察・治療等を保険適用で受けた本人負担分を一定の範囲内で給付しますので、月ごと、診療科ごとにとりまとめ、診療月の翌月以降、3ヶ月以内に申請してください。院外処方も対象です。

【対象】

全学生（大学で行われる定期健康診断を受けた者）



【申請に必要なもの】

- ① 医療費請求書
- ② 医療機関等の領収書（原本、医療点数の記載があるもの）
- ③ 学生証
- ④ 本人名義の振込口座が確認できるもの
（振込手数料削減のため、なるべく「山梨中央銀行」を使用してください）

【支払額について】

疾病、負傷の保険適用診察費（医療機関での個人負担分）とし、

- ・ **診療額 1,000 円以上（診察分と院外処方箋、同疾患継続受診は合算可）が対象**となります。また、100 円未満は切り捨てになります。
- ・ **給付額の上限**は、外来診療は申請月ごとに **10,000 円**、1 年間 **70,000 円**です。入院を伴う場合は、月額、年額ともに外来と合わせて **100,000 円**を上限とします。

※**保健適用外**（健康診断、予防接種、文書料、自費診療など 100%自費負担）は**対象外**です。

※医療費請求書は保健センターにあります。

HP ▶ 保健センター ▶ 医療費助成制度 からダウンロードできます。

※申請手続きに来校が困難な場合は、郵送での受付を行っています。

申請に必要なもの（①・②は原本、③・④はコピー）を保健センターに郵送してください。

※詳細については、お問い合わせください。



【学生支援課内】4 号館 1 階
TEL：0554-43-4341（内線 626）
e-mail：hokenst@tsuru.ac.jp

医療費請求対象月一覧

※新入生（1年生、大学院生の各新入学生）は

5月請求分（4月受診分）から対象となります。

医療機関を受診した月の翌月から3ヶ月以内が請求対象となります。

例）4月受診分は、7月まで請求可能

5月受診分は、8月まで請求可能

5月請求分	4月受診分	}	合計 10,000 円まで

6月請求分	4月受診分 5月受診分	}	合計 10,000 円まで

7月請求分	4月受診分	}	合計 10,000 円まで
	5月受診分		
	6月受診分		

8月請求分	5月受診分	}	合計 10,000 円まで
	6月受診分		
	7月受診分		

年間給付上限（外来）：70,000 円まで

年間給付上限（外来+入院）：100,000 円まで